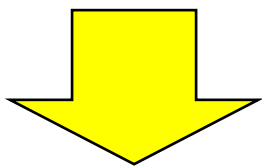


介護保険福祉用具購入費支給申請手順書

1. 支給要件の確認

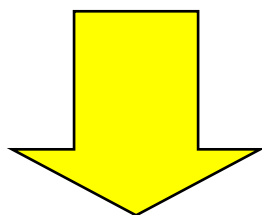


支給の対象者は以下の2点を満たしている方です。

- ① 要介護または要支援の認定を受けていること
- ② 入院・施設入所をしておらず在宅であること。

要介護(要支援)認定を受けていない方は、先に「**要介護・要支援認定**」を受けてください。

2. 相談

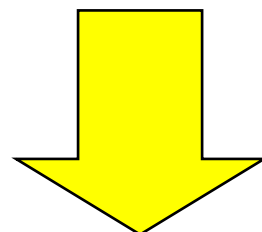


ケアマネージャー等に福祉用具購入を希望する旨を相談し、利用者の身体・生活の状況から福祉用具の必要性を判断してもらいます。

必要と認められたら、どの福祉用具をどの販売事業者から購入するかを決定します。

受領委任払い方式※2を利用する場合は、「受領委任払事業者名簿」から購入する事業所を決定してください。

3. 購入・支払い



福祉用具を購入後、費用の支払いをします。

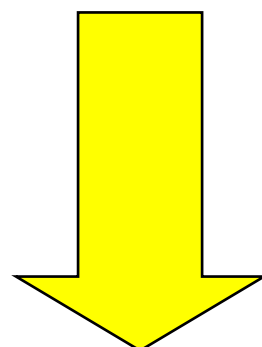
償還払い方式 ※1→ 購入費用の全額

受領委任払い方式※2→ 購入費用の1～3割

※1 償還払い方式 …利用者が一旦費用の全額を支払い、その後申請をして、給付費分を受け取る方法。

※2 受領委任払い方式…利用者は購入費用の負担割合分のみを支払い、給付費分を市が直接事業者を支払う方法。

4. 支給申請



必要な書類を揃え、市へ提出します。

提出は申請者本人及び家族のほか、ケアマネージャー、福祉用具販売業者でも構いません。

申請に必要な書類

- ・福祉用具購入費支給申請書
- ・福祉用具サービス計画書の写し
- ・購入した福祉用具のカタログ等
- ・領収書原本(宛名が被保険者本人氏名のもの)

5. 支給

支給時期は通常、事後申請があった月の翌月末日までに支払いとなります。

お問い合わせ

北斗市民生部保健福祉課高齢者・介護保険係

北斗市中央1丁目3番10号◎番窓口 TEL0138-73-3111(内線 158-159)